

**令和5年10月1日申請受付分から確認検査業務手数料の改定を予定します。**

当センター確認検査業務につきましては、ご利用を賜り誠にありがとうございます。

近年の光熱費等物価上昇に要する経費増に対応するため、確認検査業務手数料を下記のとおり各申請種別・区分1件あたり1,000円増額させていただきたく存じます。

なお、改定は令和5年10月1日申請受付分より予定させていただきます。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

【令和5年10月1日改定】

別表第1 建築物に関する確認審査業務手数料

床面積の合計等	手数料(円)
① 30平方メートル以内のもの	10,000
② 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000
③ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000
④ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	34,000

別表第1の床面積の合計は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く）  
当該建築に係る部分の床面積
- 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合  
次の式により計算した面積。ただし、次の式により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。  
 $A + B / 2$   
この式において、A及びBは、それぞれの次の数値を表すものとする。  
A 計画の変更に伴い面積が増加する部分の床面積  
B 計画の変更の内容に応じ、別表第3各号の区分に応じて求められる面積  
(計画の変更に伴い床面積が増加する部分を除く。)

別表第2 建築物に関する完了検査業務手数料

床面積の合計等	手数料(円)
① 30平方メートル以内のもの	19,000
② 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000
③ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	28,000
④ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	38,000

別表第2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

別表第3 計画変更対象床面積の算定方法

【略】

また現在、[令和5年2月20日宮崎県告示第148号\(※\)](#)に対応するため、当センターへ確認申請を頂いた対象建築物に係る中間検査申請に対応できるよう準備を進めているところであり、確定後改めてお知らせします。

※ 建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づく、

特定工程及び特定工程後の工程の指定

【特定行政庁による中間検査対象となる特定工程等の指定、令和5年10月1日施行】